

関市訓令甲第2号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

関市審議会等の会議の公開に関する規程を次のように定める。

平成29年3月1日

関市長 尾 関 健 治

関市審議会等の会議の公開に関する規程

(目的)

第1条 この訓令は、関市自治基本条例（平成26年関市条例第40号）第21条第2項の規定に基づき、審議会等の会議を公開することにより、市政に関する説明責任を果たすとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関その他これに類するものをいう。

(会議の公開基準)

第3条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 法令、条例等（以下「法令等」という。）の規定により会議が非公開とされているとき又は法令等の趣旨に鑑み会議を非公開とすべきと判断したとき。

(2) 関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）第6条第1項に規定する情報（以下「非公開情報」という。）が含まれる事項について審議等

を行うとき。

- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等は、前条の規定に基づき、会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。

- 2 審議会等は、会議の非公開を決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法等)

第5条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者(以下「傍聴者」という。)の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席及び報道機関席を設けるよう努めるものとする。

- 3 審議会等は、報道機関から会議について取材の申入れがあったときは、十分配慮するものとする。

(会議開催の事前公表)

第6条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催をあらかじめ公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による公表は、当該会議を開催する日の7日前までに、次に掲げる事項について、本市のホームページへの掲載その他の広報手段により行うものとする。

- (1) 会議の名称及び議題
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 公開又は非公開の別(非公開とする場合にあっては、その理由)
- (4) 傍聴者の定員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(傍聴に関わる手続等)

第7条 審議会等の会議は、第3条第1項ただし書の規定により公開しない場合

を除き、傍聴することができる。

- 2 審議会等の会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付簿に必要な事項を記載しなければならない。
- 3 前項の傍聴しようとする者の数が前条第2項第4号の定員を超えるときは、受付順に傍聴者を決定するものとする。ただし、審議会等が特に必要と認めるときは、抽選によることができる。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、審議会等の会議を傍聴することができない。
  - (1) 危険と認める器物を携帯している者
  - (2) 酒気を帯びている者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認める者
- 5 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守し、静穏に傍聴しなければならない。
  - (1) 会議における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (3) 写真の撮影、録音、録画等をしないこと。ただし、審議会等の長の許可を得たときは、この限りでない。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 6 審議会等の長は、傍聴者が前項各号に掲げる事項に違反するときは、これを制止し、それに従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(会議資料の提供)

第8条 審議会等は、公開する会議において、傍聴者に会議の資料（非公開情報が記載されているときは、当該非公開情報の記載部分を除いたもの。以下「会議資料」という。）を提供するよう努めるものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書その他の個々に配布することが困難であると認める会議資料については、会場において傍聴者の閲覧に供するよう努めるものとする。

(会議録の作成)

第9条 審議会等は、会議終了後、速やかに当該会議の会議録又は会議結果の概要（以下「会議録等」という。）を作成するものとする。

（会議資料及び会議録等の公表）

第10条 審議会等は、会議資料及び公開された審議会等の会議に関する会議録等の写し（非公開情報が記載されているときは、当該非公開情報の記載部分を除いたもの）を当該審議会等を所管する課等において閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載することにより公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日までの間行うものとする。

（特別の定めがある場合の取扱い）

第11条 審議会等の会議の公開について、法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

（委任）

第12条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。